

令和8年度

東広島市LPガス料金高騰対策支援事業補助金

東広島市内の家庭や、事業所のLPガス料金を値引きした販売事業者へその値引き分の費用と、事務にかかる費用を支援する制度です。



補助内容

- ・値引き実施に要した費用（最大545円／契約）
- ・事務負担費（支援対象件数に応じて下記のとおり）
- ・300件以下：30,000円
- ・301件～999件：1件当たり100円
- ・1,000件以上：100,000円（一律）



支援対象者

東広島市内で家庭用又は業務用のLPガスを使用する一般消費者等（コミュニティーガス利用者を含む）が対象
※工事用LPガス利用者、質量販売による供給先、国・地方公共団体、大企業等を除く。

値引き額

1契約（1メートル）当たり最大545円（税抜き）の値引きを実施します。
※利用料金が545円未満の場合は、その請求額を上限とします。

値引き期間

原則として令和8年7月～9月までの使用分に係る請求のうち、1回の値引きを実施します。
※令和8年10月検針分の10月請求時に値引きを実施することも可能。

参加方法

- ・事前に事業者登録申請が必要
- ・**値引きを実施する月の前月末日**までに、所定の申請書類を提出してください。

値引き実施時のお願い

値引きを実施する際は請求書、検針票、WEB明細等に「東広島市LPガス料金高騰対策支援事業」による値引きである旨及び値引き額を明示してください。

詳細・様式ダウンロードはこちらから

東広島市 産業部 産業振興課 地域産業支援係
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（市役所本館8階）
TEL 082-420-0921 [✉hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp)

